

富士川町共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する建設工事に係る共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
(共同企業体の運用形態)

第2条 共同企業体の運用形態は、原則として、各構成員が対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、共同企業体の構成員の数を勘案して次に掲げるとおりとする。

(1) 2社の場合 30パーセント以上

(2) 3社の場合 20パーセント以上

(共同企業体の種類)

第3条 共同企業体は、特定の工事ごとに結成され、当該工事の完了及び引渡しにより解散する共同企業体(以下「特定建設工事共同企業体」という。)とする。

(結成)

第4条 特定建設工事共同企業体は、経験の増大、技術の拡充強化、融資力の増大及び危険の分散を図り、工事を適正、円滑かつ確実に施工することを目的として、結成するものとする。

(対象工事)

第5条 特定建設工事共同企業体の施工の対象となる工事の種類及び規模は、次のとおりとする。

対 象 工 事 の 種 類	金 額
大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事 (橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の土木構造物であって大規模なもの及び大規模建築物の建設工事をいう。)	おおむね2億円以上
技術的難度の高い大規模設備等の建設工事	おおむね1億円以上
上記以外の工事で、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事	

(入札参加資格審査の手続等)

第6条 特定建設工事共同企業体として、町が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとするときは、あらかじめ特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査の申請をし、審査を受けなければならない。

2 前項の申請は、次の各号のいずれにも適合する者でなければ当該申請をすることができない。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)は、入札参加資格者名簿に建設工事の区分で登載された建設業者であること。

(2) 構成員は、2業者又は3業者であること。

(3) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。

(4) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請けとして一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

(5) 構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置し得る建設業者であること。

3 構成員は、同一工事において他の建設業者で組織する構成員となることができない。

4 第1項の申請は、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)に特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)その他申請に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

5 前項の申請及び特定建設工事共同企業体の協定の締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。

(資格審査)

第7条 前条第3項の規定により申請があったときは、町長は速やかに当該申請の審査を行うものとする。特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査は、前条第1項の申請に基づき行うものとする。

(代表者の選定)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者は、施工能力の大きい者とし、出資比率は構成員のうち最大のものとする。

(指名選考)

第9条 特定建設工事共同企業体の指名の選考は、別に定める指名選考委員会(以下「委員会」という。)が行うものとする。

2 特定建設工事共同企業体の指名の選考は、当該工事に資格審査の申請をした特定建設工事共同企業体で適格なものと認定されたものの

中から選考するものとする。

(指名)

第 10 条 契約担当者は、前条の規定により選考された特定建設工事共同企業体を指名するものとする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

富士川町長 様

申請者 住 所
共同企業体の名称

代表構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

今般、富士川町の発注に係る建設工事の入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第 2 号

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 本町発注に係る建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第 2 条 当特定建設工事共同企業体は、建
設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所をに置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、年 月 日に成立し、第 1 条に規定する工事の請負契約の履行後 12 か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当企業体は、第 1 条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、第 1 条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分

払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし当該建設工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 %

商号又は名称 %

商号又は名称 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第 1 条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、第 1 条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、 銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、第 1 条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第 1 条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。
- 3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に変えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、第 1 条に規定する工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

- 外 社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

住 所
代表構成員 商号又は名称
代表者氏名

住 所
代表構成員 商号又は名称
代表者氏名

住 所
代表構成員 商号又は名称
代表者氏名